

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

教育訓練給付金制度とは・・・

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした給付制度です。

一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った

入学料と受講料の20%（上限10万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

受講対象者

雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方。

*支給要件期間が3年以上（初回は1年以上）ある等の条件を満たしていることが必要です。

【最寄りのハローワークにて支給要件照会票を記入して提出します。その照会票に基づき回答書が発行され受講の条件を満たしているかが分かります。】

ハローワークにて受講の要件を満たしているか確認が必要となります。

コース（取得希望車種）		所持免許
指定番号 090911910014	準中型自動車 （普通MT免許所持）	普通MT車
指定番号 090911910027	準中型自動車 （準中型5T限定MT免許所持）	準中型5T限定MT車
指定番号 090911410014	中型自動車 （普通MT免許所持）	普通MT車
指定番号 090911420068	中型自動車 （中型8t限定MT免許所持）	中型8tMT等
指定番号 090911410027	大型自動車 （普通MT免許所持）	普通MT車
指定番号 090911410030	大型自動車 （中型8t限定MT免許所持）	中型8tMT等
指定番号 090911510014	大型・大型特殊自動車 （中型8t限定MT免許所持）	中型8tMT等
指定番号 090911910030	大型・牽引特殊自動車 （中型8t限定MT免許所持）	中型8tMT等
指定番号 090911510027	大型・大型特殊・牽引自動車 （中型8t限定MT免許所持）	中型8tMT等
指定番号 090911420042	大型特殊自動車 （普通免許所持）	普通車
指定番号 090911420055	牽引自動車 （普通免許所持）	普通車
指定番号 090911510030	大型特殊・牽引自動車 （普通免許所持）	普通車

○ 検定不合格や乗り越し等で発生した場合の追加料金は、給付金の対象とはなりません。

○ 各教習料金等につきましては、当校までお問い合わせください。

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座の流れ

